

茨城県
獣医師会
会報

JOURNAL OF THE
IBARAKI VETERINARY
MEDICAL ASSOCIATION

No.82

11.2014

公益社団法人 茨城県獣医師会

家族ぐるみで、大きな安心。
獣医師専用の保険が揃いました。

公益社団法人日本獣医師会
獣医師福祉共済事業



もし、一家の大黒柱である獣医師ご本人が、就業不能になったら…
もし、ご本人はもちろん、配偶者様やお子様、病気・ケガで入院したら…
もし、先生、配偶者様やお子様、ケガで入院されたり、日常生活で第三者にケガをさせたりした場合でも…
家計の負担を軽減し、ご家族の安定した生活をサポートする保険です。
おトクな団体割引で、獣医師ご一家におすすめます。
また、「動物病院従業員の仕事上のケガ補償」の保険もご用意しています。

所得補償保険 団体割引 **20%**

団体長期障害所得補償保険 団体割引 **20%**

新・団体医療保険 団体割引 **20%**

(医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、がん保険特約セット団体総合保険)

傷害総合保険 団体割引 **20%**

獣医師ご一家を、**5つの保険**が守ります。 **新登場** **動物病院従業員補償傷害総合保険** 団体割引 **20%**

■補償イメージ



この内容は概要を説明したものです。詳しい内容についてはパンフレットをご請求いただき、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせください。

問い合わせ先

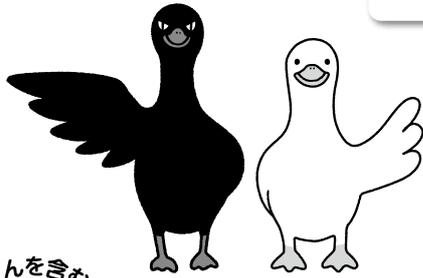
幹事代理店 **株式会社安田システムサービス**
〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1新宿エルタワー29F
TEL:03(3340)6497 FAX:03(3340)5700
受付時間 9:00~17:30(土・日・祝休)

引受保険会社 **損害保険ジャパン日本興亜株式会社**
団体・公務開発部第二課
〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
TEL:03-3593-6453 FAX:03-3593-6751
受付時間 9:00~17:00(土・日・祝休)

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

SJ13-11276(2014.1.24)

アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 **No.1**
平成25年版「インシュアランス生命保険統計」



がんを含む
病气や
ケガの
備えに

ちゃんと応える
医療保険

EVER

入院前後の通院も保障!

■通院ありプラン 入院給付金日額5,000円 保険期間:終身

入院	日帰り入院から入院5日目まで	一律5日分	2.5万円
	入院6日目以降	1日につき	5,000円
手術	重大手術	がんに対する開頭・開胸・開腹手術や心臓への開胸術など	1回につき 20万円
	手術	入院中の手術	1回につき 5万円
		外来による手術	1回につき 2.5万円
放射線治療	入院しなくても	1回につき	5万円
入院前後の通院	入院前も、退院後も	1日につき	3,000円

生涯保障

月払保険料 【個別取扱】通院ありプラン 入院給付金日額5,000円
入院給付金支払限度:60日型 定額タイプ 保険料払込期間:終身

契約日の満年齢	50歳	60歳	70歳	80歳
男性	3,594円	5,373円	7,921円	11,291円
女性	3,194円	4,615円	6,678円	9,494円

2014年9月22日現在

女性の方には(ちゃんと応える医療保険レディースEVER)もあります。

プラス ニーズに合わせて特約をプラス!

先進医療に備えたい **総合先進医療特約**

3年ごとに3万円のお祝い金 **生存祝金特約**

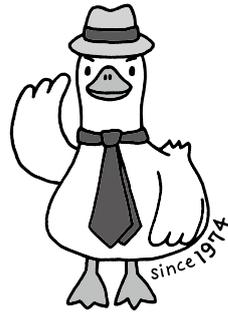
●「医療保険」「がん保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。また、その他特約のご契約にも限度があります。●保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●特約のみご契約や(総合先進医療特約)(生存祝金特約)(診断給付金複数回支払特約)の中途付加はできません。 ◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)
三泉トラスト保険サービス株式会社
〒105-0004 東京都港区新橋2-20-1 新橋三泉ビル
☎ 0120-357-212
(平日9~20時、土日祝9~17時)

(引受保険会社)

「生きる」を創る。

Aflac



新登場!!

心配な
「がん」の
備えに

NEW/
新 生きるための
がん保険 Days

アフラック最新のがん保険、新登場!

■Aプラン 入院給付金日額5,000円の場合
保険期間:終身(抗がん剤治療給付金は10年更新)

診断	一時金として	1回限り	がん 50万円 上皮内 新生物 5万円
	入院	1日目から 日数無制限	1日につき 5,000円
通院	三大治療のための通院は日数無制限 退院後365日以内の通院なら日数無制限	1日につき	5,000円
手術	一連の手術については14日間に1回 回数無制限	1回につき	10万円
放射線	60日間に1回 回数無制限	1回につき	10万円
抗がん剤	入院しなくても 治療を受けた月ごと	5万円	乳がん・前立腺がんの ホルモン療法とき 2.5万円

▽上皮内新生物は保障の対象外 更新後の保険期間を含め通算300万円まで

*Aプランの場合、抗がん剤治療給付金はご希望により取り外すことができます。

プレミアムサポート 訪問面談サービス 専門医紹介

*がん専門相談サービス(プレミアムサポート)は、株式会社法研が提供するサービスです。

月払保険料 【個別取扱】Aプラン 入院給付金日額5,000円 解約払戻金なしタイプ
定額タイプ 保険料払込期間:終身(抗がん剤治療給付金は10年更新)

契約日の満年齢	50歳	60歳	70歳	80歳
男性	3,495円	5,800円	8,440円	10,200円
女性	3,005円	3,675円	4,455円	5,065円

* (抗がん剤治療給付金)は、所定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。 2014年9月22日現在

女性の方には(新 生きるためのがん保険レディースDays)もあります。

プラス ニーズに合わせて特約をプラス! **NEW**

がんの先進医療に備えたい **がん先進医療特約**

がん再発のリスクに備えたい **診断給付金複数回支払特約**

AF広宣課-2014-0048 8月25日



獣医師の誓い—95年宣言

人類は、地球の環境を保全し、他の生物と調和を図る責任をもっている。特に獣医師は、動物の健康に責任を有するとともに、人の健康についても密接に関わる役割を担っており、人と動物が共存できる環境を築く立場にある。

獣医師は、また、人々がうるおいのある豊かな生活を楽しむことができるよう、広範多岐にわたる専門領域において、社会の要請に積極的に応えていく必要がある。

獣医師は、このような重大な社会的使命を果たすことを誇りとし、自らの生活をも心豊かにすることができるよう、高い見識と厳正な態度で職務を遂行しなければならない。

以上の理念のもとに、私たち獣医師は、次のことを誓う。

- 1 動物の生命を尊重し、その健康と福祉に指導的な役割を果たすとともに、人の健康と福祉の増進に努める。
- 2 ヒューマン・アニマル・ボンド 人と動物の絆を確立するとともに、平和な社会の発展と環境の保全に努める。
- 3 良識ある社会人としての人格と教養を一層高めて、専門職としてふさわしい言動を心がける。
- 4 獣医学の最新の知識の吸収と技術の研鑽、普及に励み、関連科学との交流を推進する。
- 5 相互の連携と協調を密にし、国際交流を推進して世界の獣医界の発展に努める。



日本獣医師会・獣医師会活動指針

－ 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。－

- 1 地球的課題としての食料・環境問題に対処する上で、生態系の保全とともに、感染症の防御、食料の安定供給などの課題解決に向け、「人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全に、また、安全・安心な社会の実現につながる。」との考え方（One World-One Health）が提唱され、「人と動物が共存して生きる社会」を目指すことが求められている。
- 2 一方、動物が果たす役割は、食料供給源としてのほか、イヌやネコなどの家庭動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出し、また、生物多様性保全における野生動物の存在など、その担うべき社会的役割は重みを増すとともに、一層多様化してきている。
- 3 他方、国民生活の安全・安心や社会・経済の発展を期する上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病等に代表される新興・再興感染症に対する備えとともに、家庭動物の飼育が国民生活に普及する中で動物の福祉に配慮した適正飼育の推進が、更には、地球環境問題としての生物多様性の保全や野生鳥獣被害対策を推進する上での野生動物保護管理に対する関心が高まってきている。
- 4 我々、獣医師は、「日本獣医師会・獣医師倫理綱領 獣医師の誓い－95年宣言」が規定する専門職職業倫理の理念の下で、動物に関する保健衛生の向上と獣医学術の振興・普及を図ること等を通じ、食の安全性の確保、感染症の防御、動物疾病の診断・治療、更には、野生動物保護管理や動物福祉の増進に寄与するとの責務を担っている。
- 5 獣医師会は、高度専門職業人としての獣医師が組織する公益団体として、獣医師及び獣医療に対する社会的要請を踏まえ、国民生活の安全保障、動物関連産業界の発展による社会経済の安定、更には、地球環境の保全に寄与することを目的に、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を活動の理念として、国民及び地域社会の理解と信頼の下で、獣医師会活動を推進する。

【参 考】

「One World-One Health」とは、動物と人及びそれを取り巻く環境（生態系）は、相互につながっていると包括的に捉え、獣医療をはじめ関係する学術分野が「ひとつの健康」の概念を共有して課題解決に当たるべきとの考え。2004年に野生生物保全協会（WCS）が提唱した。また、国際獣疫事務局（OIE）は、2009年に「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」に関する勧告において、動物の健康、人の健康は一つであり生態系の健全性の確保につながるとする新たな理念として「One World-One Health」を実行すべきである旨を提唱している。

「獣医師の誓い—95年宣言」について（説明）

この「獣医師の誓い」は、世代や獣医師の職域を越えて、しかも実行性のあるものとして、すべての獣医師に受け入れられるよう、獣医師倫理の総論的、最大公約数的な事項を集約したもので、基本理念としての前文と5項目からなる各論で構成されております。

この誓いは、新しいセオリーや意見を述べるものではありませんし、また、高邁な精神訓話をしようとするものでもありません。当たり前のことを羅列しただけです。この当たり前のことを折に触れて改めて考え、そして自分自身の認識として、普段の行動のよりどころとしていただきたいと願うものです。

また、「95年宣言」という副題は、この誓いを獣医師自らが内に向かって誓うということだけでなく、外に向かって、社会に対して宣言することにより、獣医師の責任を一層明確にすると同時に、これを遵守しなければならないという気持ちが喚起されることを期待して特に付したものであることを強調しておきます。

前文について：

獣医師とは何か、獣医師の役割は、そして獣医師のありようについての議論の集約です。また、獣医師としての誇りをその職務の遂行と表裏をなすものとして位置付け、さらにプロフェSSIONALとして自らを厳しく律するよう求めるとともに、獣医師自身の豊かさの追求にも触れております。

各論について：

前文の理解と前提にたつて、より具体的な目標として、次の5項目にわたる事項をとりあげました。獣医師の任務、職域が広範多岐にわたることから、盛るべき内容は多く、その集約、整理、表現などに苦勞いたしました。より明快な主張となるよう工夫しました。

1は、獣医師の幅広い任務を象徴的にとりあげたもので、動物の生命に直接関わるだけでなく、公衆衛生分野あるいはバイオメディカル分野などにおいて人の健康にも密接に関わる専門職としての社会的な使命をこのような形で常に認識するよう、獣医師の自覚を促すものです。

2は、近年、重要となっている人と動物の関係—ヒューマン・アニマル・ボンドをより良く築くことについて、獣医師が両者に関わる専門職としてその職責を果たしていくことを通じて、平和な社会の発展と環境の保全に寄与するよう求めるものです。

3は、獣医師が社会性、広い市民性を身につける必要を述べたもので、獣医師に限らず職業的科学家、専門家に往々にして見られる内面的な知性の峽隘性、社会性の欠如に対し、より幅広く教養を身につけるなど、専門分野以外のことに関する自己研鑽についても一層の努力を呼びかけるものです。

4は、科学者としての獣医師が、当然のこととして、日進月歩の獣医学術の研鑽に常に努め、あわせて医学や生物学などの自然科学さらには社会科学を含む関連科学との交流を積極的に推進することにより、獣医学術のみならず、獣医学術と密接に関連する科学の発展についても貢献するよう願うものです。

5は、独善的な傾向がみられがちな専門家—獣医師に対して、全体的なまとまりを強く呼びかけるとともに、国際的にも獣医師相互が広く交流し、さまざまな関係情報の交換・伝達を積極的に図っていくことによって、日本だけではなく、世界の獣医学界が発展するよう期待するものです。

茨城県獣医師会会報 第82号 目次

<会務報告>

公益社団法人茨城県獣医師会第7回総会開催……………6

<行政機関情報等>

獣医師法第22条の届出について……………10

「一斉消毒の日」を設定……………13

食品事業者へのH A C C Pの普及推進について……………14

<学術研究>

関東・東京合同地区獣医師三学会演題……………17

平成26年度関東・東京合同地区獣医師大会獣医事功績表彰者……………23

<随筆・随想等>

愛犬チャッピー18年の生涯…………… 諏訪 綱 雄 …… 24

先進国の^{おこ}奢り…………… 菅 原 茂 美 …… 27

<動物名のルーツを探る>

シリーズ27 キツツキ……………10

シリーズ28 ドジョウ……………31

<こぼればなし>

2千年間最大の発明……………9

蚊除け策戦……………11

食料自給率39%……………16

「国家資格」というもの……………23

「エボラ」をめぐる流言……………28

「先制診断・先制治療」……………34

<編集後記>……………40

茨城県獣医師会会訓

1. 茨城県獣医師会は、会員の団結と和を基本理念とする伝承を継承して、秩序ある運営をはかり堅実な事業の発展を期する。
2. 茨城県獣医師会は、動物愛護を通じて社会貢献につとめ、同業相互協力の精神を保持する。
3. 茨城県獣医師会会員は、最新学術の研修につとめ、獣医師の誇りと品格を高揚する。

公益社団法人茨城県獣医師会第7回総会開催

第7回通常総会開催

日時：平成26年6月25日（水）午前10時30分～

場所：「三の丸ホテル」（水戸市三の丸2-1）

【小林貞雄会長挨拶】

- * 第7回総会開催に当たり、ご多忙の折、多数ご出席いただき感謝いたします。会員各位には、日頃、本会の事務事業へのご協力を頂き、誠にありがとうございます。又、橋本県知事はじめ各党県連会長さん・県の課長さん等来賓の方々には、公務ご多端の折、ご臨席賜り厚く御礼申し上げます。
- * 本日は平成25年度事務事業の報告事項及び、決議事項としては、
 - ①平成25年度の事業年度にかかる貸借対照表・正味財産増減計算書
 - ②辞任に伴う理事・監事選任の件を上程します。よろしくご審議願います。
- * この1年を振り返ってみますと、経済的に非常に深い関係のあるT P P問題、九州でトリインフルエンザの発生、本県でもブタ新興感染症のP E D発生など、多くの問題が続出いたしました。我が獣医師会といたしましても、敏感に反応し、適切な対応が求められますので、会員各位の一層のご協力をいただきたいと思っております。
- * 獣医学教育6年制になってかなりの年数になりますが、その処遇は決して満足のいくものではありません。日本獣医師会からも、各県で議会などに働きかけ、待遇改善運動を展開するよう指示があったので、本県でも要請書を提出いたしました。各位におかれましても、そのことを念頭に、折にふれ活動されるようお願いいたします。
- * 本県の犬処分頭数は、残念ながら全国ワースト1位です。会員各位におかれましても去勢・避妊手術など円滑に推進されるよう、一層のご協力をお願いいたします。
- * 今後大規模災害など発生時に、動物の保護など全県を網羅した迅速な対応が求められますので、この件についても会員各位の一層のご協力をお願いいたします。
- * 最後に、会員各位の今後益々のご健勝をお祈り申し上げます。

【来賓祝辞橋本昌茨城県知事】

- * 第7回総会開催おめでとうございます。会員の皆様には、日頃県政へのご協力に感謝いたします。また先ほど表彰されました方々に対し、敬意を表明いたします。
- * 本県農業生産高に占める畜産生産高は非常に高く、これも県獣医師会会員各位の日頃からのご尽力によるものと心から御礼申し上げます。
- * 現在進行中のT P P関連問題は、豚の飼育頭数の多い本県としては真に重大な意味を持ちますが、養豚家がこの波に飲まれることなく、無事経過することを祈るだけです。
- * 食の安全安心のための検査、犬の処分頭数ワースト1位の不名誉な記録など懸命の対応策を講じているところですが、獣医師会会員各位の一層のご協力により、本県がより魅力ある県に発展するようご協力

をお願いいたします。

*先ほど話のありました獣医師の待遇改善に関しては、今後検討させていただきます。

*茨城県獣医師会のますますの発展をお祈り申し上げます。

(自由民主党・民主党各県連会長の祝辞があり、その他来賓各位の紹介がありましたが、詳細は省略。)

[議事経過]

1 開会：吉田勝也副会長

2 物故者に対する黙祷

3 会長挨拶・来賓挨拶・来賓紹介

4 表彰

*平成25年度狂犬病予防注射業務推進功労者【第7支部・飯倉只之】

*平成25年度学術功労者【農林水産部・川西菜穂子・大谷芳子】

5 議長選出

議長：一般会員 ・岡田佳之（第6支部）

副議長：勤務退職者支部・戸谷孝治

【議事録署名人は定款により総会出席理事全員】

6 書記任命：松田良子（事務局）

7 議事

8 閉会：宇佐美晃副会長

[充足数報告]

(会員総数663名。本人出席77名、委任状提出387名、計464名なので総会成立を議長が宣言)

[総会提出議案]

《報告事項》：平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度にかかる事業報告の件

《決議事項》：

第1号議案 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度にかかる貸借対照表・正味財産増減計算書及び附属明細書並びに財産目録承認の件

第2号議案 辞任に伴う理事・監事選任の件

《報告事項》

【1】動物愛護に関する公益事業

1) 人獣共通感染症対策事業

*狂犬病予防注射事業

定期集合注射実施頭数(通期) 54,000頭

個別注射頭数を含め通期計 119,969頭
広報活動用パンフレット 165,000部作成配布
盲導犬16頭の注射費用を助成

2) 動物愛護事業

- ①ペット繁殖防止助成事業：避妊・去勢手術実施計1,080頭
- ②動物愛護啓発運動：ペット無料相談・しつけ方教室等延べ650人の獣医師がボランティア参加
- ③教育現場への支援：学校獣医師制度への支援

3) 研修・学術事業

関東地区獣医学会出席・獣医学術研修・会報発行（年2回）など

【2】茨城県からの検査受託事業

- ①と畜検査補助事業
- ②牛海綿状脳症検査補助事業
- ③食品残留動物用医薬品検査補助業務
- ④死亡牛牛海綿状脳症検査補助業務
- ⑤家畜伝染病検査業務円滑化推進業務
- ⑥獣医療提供体制整備事業
- ⑦傷病野生鳥獣救護事業
- ⑧負傷動物応急救護事業

【3】福利厚生事業

- 1) 指定獣医師共済基金の運営
- 2) 会員の親睦推進
- 3) 会員等の表彰

【4】収益事業

笠間ペット霊園事業の不動産を動物葬祭事業者へ賃貸

《決議事項》

**第1号議案 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度にかかる貸借
対照表・正味財産増減計算書及び附属明細書並びに財産目録承認の件**

(全会員に総会議案書が送付されているので、詳細は省略。)

貸借対照表(総括表)

資産合計	261,872,229円
負債合計	127,153,336円
正味財産合計	134,718,893円

正味財産増減計算書(H25/4/1～26/3/31まで)

経常収益計	347,763,436円
経常費用計	343,790,786円
正味財産期末残高	134,718,893円

監査報告

監査員4名を代表して塚本俊一監査員より、定款45条により会長から提出された書類を監査したところ、その内容は適正であった旨の報告があった。

【第1号議案原案通り可決】

第2号議案 辞任に伴う理事・監事選任の件

【理事】

候補者名 保健福祉部支部 山崎 衛（退任理事：川島邦子・定期異動による）

【監事】

候補者名 専門監事 景山 眞一（退任監事：渡部良一・総会終了で辞任）

【第2号議案原案通り可決】

—以上—

こぼればなし

2千年間最大の発明

アメリカのある出版界の編集者が、インターネットを通じ、世界の知識人にアンケートで、「この2千年間で最大の発明は何か？その理由は？」と発信したところ、他人の答えを見てから自分の考えを回答することができるので、その批判は痛烈なものであったという。最も多く寄せられた回答は、ドイツのグーテンベルクが1455年に発明した「可動活字による印刷機」。ところが、グーテンベルク以前に、1041年中国の錬金術師畢昇（ひっしょう）の印刷機の例や、遺跡発掘でBC1700年頃のミノア文明のクレタ島に粘土細工による可動活字による印刷機は存在していたと早速クレーム。更には文字の発明がより重要だとか、紙やインクの発明がなければ印刷はできないとか、40歳以上の方が本を読むためのメガネの発明がより重要。そして印刷した重い本を運ぶためには、荷車の発明、更に馬車を引っ張るのに野生の馬を6000年前に家畜化したウクライナの住民が最も文明の発展に貢献したという人さえ現れたという。

そこで21世紀に最も重要な発明は何か？と問われれば私は「ブーメラン式破壊兵器自爆システム」と答える。戦争好きな人類はこれまで次々飛び道具を発明し、不毛の戦いを続けてきた。ブーメランはもし標的に命中しなければ、手元に帰るといふ世界に類を見ない優れたもの。そこでこの原理を応用し、地球表面の緯度・経度30度ごとに静止監視人工衛星（計算上60個）を国連が配置し、地上で砲弾・ミサイルなど発射があれば、人工衛星が直ちに傍受。強力な電磁波を発射し、砲弾などが直ちにUターンして発射元を必ず破壊する。こうすれば世界から戦争はなくなる。

(S・S)

「一斉消毒の日」を設定

茨城県農林水産部畜産課
家畜衛生・安全グループ

中国、台湾や韓国などの近隣諸国では高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫が断続的に発生しており、国内への侵入が危惧されております。また、国内においては、昨年秋から豚流行性下痢の全国的な発生があり、その再発生が懸念されております。

このような疾病の侵入リスクの低減を図るうえで、農場における消毒の徹底をはじめとする防疫意識向上のため、本県では毎月第1金曜日を「一斉消毒の日」と決めました。

獣医師の皆様には、趣旨を御理解のうえ、農場出入口での自らの車両等の消毒徹底について取り組んでいただくとともに、農場等への御指導をお願いします。

毎月第1金曜日は「一斉消毒の日」

「いれない」、「ふやさない」、「ひろげない」

近隣諸国では口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが断続的に発生しています。
また、国内では豚流行性下痢の再流行が危惧されています。
衛生対策の基本である消毒の徹底により、地域のバイオセキュリティレベルの向上を図り、家畜伝染病の侵入を防止することで、安全・安心な県産畜産物を生産しましょう。
特に、「毎月第1金曜日」は意識して以下の取組を行いましょう。
併せて日々の飼養衛生管理基準の遵守も引き続きお願いします。

1 農場出入口での消毒の徹底

①農場出入口に消石灰を散布して石灰帯を作る



②出荷・飼料トラックなど、出入りする畜産関係車両の消毒確認
(タイヤ周り、運転席マット、荷台等)



2 踏込消毒槽の点検・消毒薬の交換

①農場・畜舎・事務所出入口の踏込消毒槽を点検



②消毒薬の定期的交換

3 畜舎・器具の清掃・消毒

- ①清掃・洗浄：糞やほこりをきちんと除去
- ②消毒：薬剤の用法・用量を守り、正しく調整
- ③空舎：十分な空舎期間を設けよく乾燥



茨 城 県
(公社) 茨城県畜産協会

食品事業者へのHACCPの普及推進について

茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室

<HACCPとは>

HACCPとは、Hazard Analysis and Critical Control Pointの略称で、食品の安全性を確保するうえで重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程を特定し、評価及び管理を行う衛生管理方式です。

HACCPによる衛生管理方式は、平成5年に、FAO（国際連合食糧農業機関）とWHO（世界保健機構）の合同食品規格委員会（コーデックス委員会）においてのガイドラインとして示され、欧米などの諸外国では水産食品や食肉などの食中毒のリスクが高いものから順次HACCP導入の義務化が進められるなど、国際標準として普及しています。

【HACCP方式】

原材料の受入から製品の出荷までの全ての工程について、発生するおそれのある生物的・化学的・物理的危険要因をあらかじめ分析し、危険要因を管理するうえで重要な工程（重要管理点：CCP）における管理基準や基準の測定方法などを定め、継続的に監視・記録することで製品の安全性を確保する衛生管理方式



<国内におけるHACCP普及のための取り組み>

国内では、平成7年、食品衛生法に総合衛生管理製造過程承認制度が導入され、乳、乳製品、食肉製品、魚肉練り製品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、清涼飲料水を対象として、HACCPの普及が進められてきましたが、近年、その承認数は減少傾向にあります。

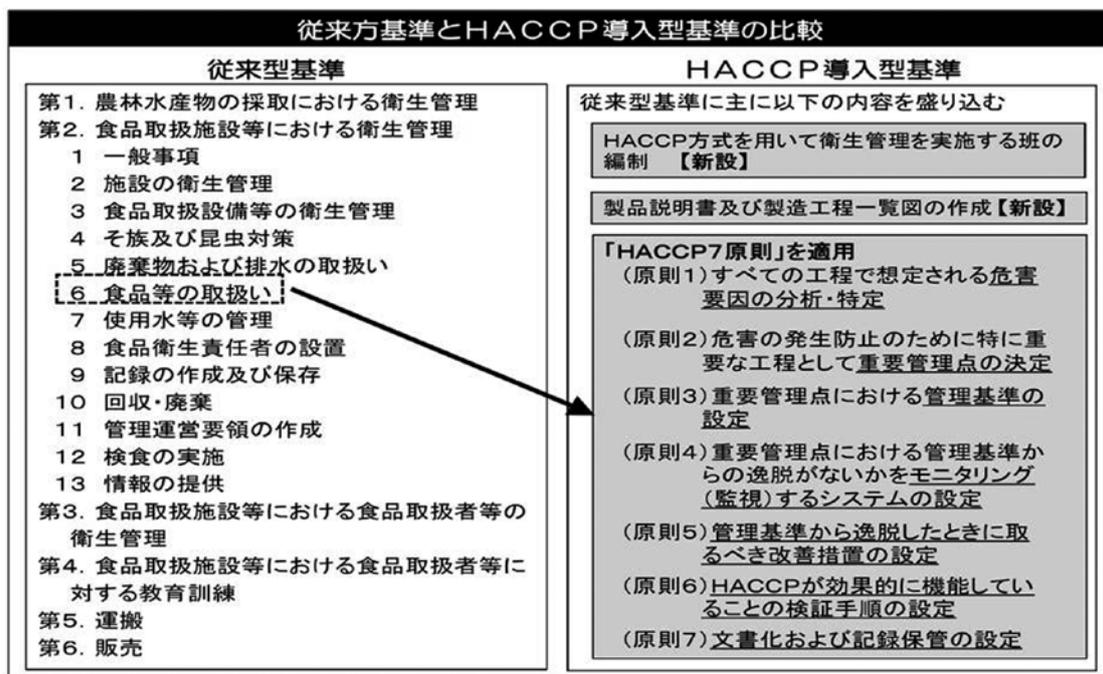
このような中、平成26年5月に厚生労働省は、食品の安全性のより一層の向上および国際標準への準拠のため、HACCPによる工程管理の将来的な義務化を見据えつつ、HACCPの段階的な導入を図る観点から、食品衛生法に基づき都道府県等が営業施設の衛生管理上講ずべき基準を条例で定める場合の技術的助言として示している「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）を改正しました。

【ガイドライン改正の概要】

従来の管理運営基準（以下「従来型基準」という。）は、食品等事業者が、すべての食品を対象とした全般的な管理に基づき、個別の食品の製造工程などの特性によらず、網羅的な管理によって食品の安全性を確保するための基準でした。

改正によって、管理運営基準は、従来型基準に加え、コーデックス委員会の示しているHACCPの7原則に則した基準（以下「HACCP導入型基準」という。）が新たに設定され、食品等事業者がHACCP導入型基準と従来型基準のいずれかの基準により衛生管理を行うことができることとしています。

これにより、食品等事業者は、従来の網羅的な管理による衛生管理方法だけではなく、製品の製造工程について、科学的な知見に基づき危害分析を行い、重要管理点を重点的に管理することで、施設や製品に適合した効率的な対応が可能になります。



＜茨城県におけるHACCP普及のための取り組み＞

県では、食品事業者へのHACCPによる衛生管理方法を普及させるため、平成11年から、公益社団法人茨城県食品衛生協会が行う「ハサップ普及促進事業」を助成しており、平成26年9月末までに347施設がHACCPを導入し、同協会の認定を受けています。

また、平成19年には、「ハサップ普及促進事業」などのHACCPによる衛生管理を継続的に実施している食品事業者に対して、県が認証を行う「いばらきハサップ認証制度」を創設し、平成26年9月末までに42施設を認証しています。



このような取り組みにより、県内の食品事業者へのH A C C Pによる衛生管理方式が普及しつつありますが、県民の食の安全・安心をより一層確保するためには、さらなる推進が必要です。

<茨城県における今後の対応>

今回のガイドラインの改正を踏まえて、県では、茨城県食品衛生法施行条例の管理運営基準を年度内に改正する予定であり、改正後は「ハサップ普及促進事業」及び「いばらきハサップ認証制度」との共存を図りながら、食品事業者へのH A C C P導入型基準の普及を進めてまいります。

併せて、平成26年4月に、と畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則も改正され、食品事業者と同様に、平成27年4月から、と畜場及び食鳥処理場においてもH A C C P導入型基準と従来の基準のいずれかによる衛生管理が行えるようになりますので、食肉の安全をより一層確保するため、と畜場及び食鳥処理場へのH A C C P導入を促進してまいります。

「いばらき食の安全情報Web Site」 <http://www.shoku.pref.ibaraki.jp/index.cgi>

こぼればなし

食糧自給率39%

現在の日本の食糧自給率は、カロリーベースで39%である。これまで私はこんなに低い独立国など政治の体をなしていない。ポスト・ハーベスト農薬の問題もある。何かの都合で食糧輸出国が日本への輸出を停止したなら、国民の6割は死ぬほかないと喚(わめ)き散らしてきた。

政府もその辺は考えており、2020年までにこれを50%に引き上げる事を目標にしている。しかし、かつてそんな目標は何遍も言われてきたが、一向に改まる気配はなかった。(そこで杞憂の一例：国際司法裁判所は、南極海での日本の調査捕鯨は違法であると結論。オーストラリア・ニュージーランドは日本への重大な食糧輸出国であるが、日本の調査捕鯨の大反対国である。それでも日本が捕鯨を継続するなら、懲らしめに食糧輸出をストップするぞ…というストーリーも考えられる)。急激な自給率向上は無理な話。野菜や果物はカロリーが低いから、自給率向上にはあまり貢献しない。しかし生産金額で見ると日本の自給率は現在65%。ならば日本得意の高品質野菜や果物を大量生産し海外に輸出したら、生産高での自給率を高める事ができるのではないか？

海外の富裕層を狙えば、リンゴ1個が2000円もするとか。梨・柿・メロンなどいくらでも販路はありそうだ。

一方国内で、さっぱり売れないラッキョウを、ある商社マンが若いうちに収穫しフランス料理の「エシャロット」と命名し市場に出したら、飛ぶように売れているという。本来のベルギーエシャロットとは種類は異なるが、ネーミング一つでこうも変身できる。政府も地方創生事業に本腰を入れるというから、従来の集票のための補助金バラマキではなく、遊休農地を活用し、若者は勿論、女性も高齢者も心地よく働ける農業改革に全力投球すべきだ。(S・S)

関東・東京合同地区獣医師三学会演題

日本産業動物獣医学会

一養豚場における亜鉛充足率の低下が一要因と考えられる
離乳後事故率の増加及び改善事例○山口大輔¹⁾ 楠原 徹²⁾

1) 茨城県畜産課 2) 茨城県鹿行家保

I. はじめに

A農場の平成25年1～6月の60日齢までの離乳後事故率は平均5.5%であったが、7～9月にかけて平均19.2%と増加したことから家畜保健衛生所に相談があった。聞き取りにより7月から離乳後の子豚に種豚育成用飼料を給与していたことが分かった。そこで、離乳後事故率の増加との関連性を調査した。

II. 材料および方法

ステージ毎に採血したA農場の血清28検体、比較対照としてB農場46検体およびC農場45検体を検査に供試した。さらにA農場については、給与飼料の変更を指導した後の50～60日齢および90～100日齢の豚から各5頭採血した。一般生化学的検査はドライケミストリーにより、ビタミンEおよびセレンの測定は高速液体クロマトグラフィーにより測定した。銅および亜鉛濃度は原子吸光分光光度計を用いて測定した。

III. 成績

日本飼養標準に対する種豚育成用飼料の養分要求量の充足率は、CP、TDN、亜鉛およびセレンが充足していなかった。A農場の一般生化学検査結果は概ね正常範囲内であった。50～60日齢の亜鉛濃度は正常範囲の下限値である80.0 $\mu\text{g}/\text{dL}$ に近く、50～60日齢および90～100日齢のビタミンE濃度は欠乏値である0.5 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下であった。ステージにあった子豚用飼料への変更を指導したところ、亜鉛濃度は大幅に改善したが、ビタミンE濃度は90～100日齢で依然として0.5 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下であった。60日齢までの離乳後事故率は、指導後は11月の時点で0%と大幅に改善した。

IV. 考察

指導前のA農場の亜鉛濃度は正常範囲の下限値に近く、発育不良などが認められたことから、「欠乏」に近い「低下」状態であったと考えられた。指導後には亜鉛濃度とともに離乳後事故率も改善されたことから、子豚を正常に発育させるためには、栄養要求量に対して飼料中の亜鉛含量を充足させる必要があると考えられた。また、指導後もビタミンE濃度の低下が認められたことから、離乳直後から約3か月齢までの子豚は、多くのストレスにさらされていると考えられた。ストレスを軽減し、離乳後事故率を低下させるためには、ステージに応じた適切な飼料を給与し、ストレスの少ない飼養管理を心がけることが必要であると考えられた。以上のことから、A農場に認められた離乳後事故率の増加は、亜鉛充足率の低下が一要因であると推察された。

豚インフルエンザの発生と分離株を用いたHI試験の条件検討 およびその活用

山下 薫¹⁾

1) 茨城県北家保

I. はじめに

平成 25 年 4 月、県内の一貫経営豚場の離乳豚からインフルエンザウイルスが分離された。当該農場の抗体価の推移をみるため、赤血球凝集阻止試験（HI 試験）の使用抗原および血球の条件について検討を行った。

II. 材料および方法

1. ウイルス分離

呼吸器症状を呈した 30 日齢の離乳豚の肺 10% 乳剤を発育鶏卵尿膜腔内および MDCK 細胞に接種して 37℃ で 3 日間培養し、尿膜腔液（以下、E1）および CPE 極期の培養上清（以下、MDCK1）を採取した。分離されたウイルスは H1N2 亜型（A/swine/Tbaraki/1/2013（H1N2））であった（以下、茨城株）。

2. HI 試験

血球は 0.5% モルモット赤血球（以下、GRBC）または 0.5% 鶏赤血球（以下、CRBC）を用いた。使用抗原は茨城株の未精製分離生ウイルス E1、MDCK1 および豚インフルエンザ京都株（A/swine/Kyoto/3/79（H1N1））、和田山株（A/swine/Wadayama/5/69（H3N2））の不活化 HI 抗原とした。発生農場における平成 24 年 6 月の血清（以下、pre 血清）20 頭分、平成 25 年 5 月の血清 50 頭分（以下、post 血清）、平成 25 年 10 月の血清 46 頭分（以下、半年後血清）を供試血清とした。

III. 成績

使用血球および抗原の条件検討のため、post 血清を用いて、茨城株の E1、MDCK1 を抗原として CRBC または GRBC を用いて HI 試験を行った。その結果、すべての日齢の豚に 32 倍以上の HI 価が認められ、使用した抗原および赤血球の違いは抗体価の評価に影響しないことがわかった。そのため、E1 と CRBC を用いて HI 試験を行ったところ、pre 血清では 20 検体すべての HI 価が 8 倍未満であった。post 血清の HI 価の GM 値は分娩舎で 111 倍、離乳舎で 362 倍、子豚舎で 512 倍、肥育舎で 402 倍であった。半年後血清では、分娩舎で 84 倍、離乳舎で 3.7 倍、子豚舎および肥育舎で 8 倍未満であった。いっぽう、post 血清について、京都株を用いて HI 試験を行ったところ、16 倍以上の HI 価が認められたのは 6 頭のみであり、和田山株を用いた HI 試験では、2 頭のみであった。

IV. 考察

本症例で分離されたウイルスは、E1、MDCK1 とともに鶏赤血球に反応を示した。本症例のインフルエンザウイルス感染抗体は、ウイルスの抗原性の違いから分離株以外の抗原との反応性が弱く、正確な HI 価を測定するためには分離株を用いて HI 試験を行う必要があると考えられた。また、未精製分離生ウイルスを抗原に使用して HI 試験を行うことが可能であった。

HI 価から、発生から約半年後には、当該農場に茨城株の新たな感染はなく、60 日齢までの豚に検出された HI 抗体は移行抗体であると推察された。

大腿骨頸骨幹端骨症と診断された猫の1例

○稲川憲司^{1) 2)} 安藤 純²⁾ 近藤広孝²⁾ 安藤 遙²⁾ 菅沼常德²⁾

1) 稲川動物病院 2) どうぶつの総合病院

I. はじめに

猫にみられる大腿骨頭あるいは大腿骨頸部での疾患の多くは、大腿骨頸部骨折、股関節脱臼などの外傷性疾患が多い傾向にある。今回、我々は後肢の跛行を主訴に来院した猫に対し、X線検査および一連の臨床症状ならびに病理組織学的検索から、非外傷性的大腿骨頸骨幹端骨症 (*Femoral neck metaphyseal osteopathy*) と診断された症例を経験したので、その概要について報告する。

II. 症例と経過

症例は生後10ヵ月齢、去勢済みの雄の日本猫で、左側後肢の跛行を主訴に来院した。初診時の身体検査では全身状態は良好だったが、体重は5.6kgで肥満傾向が認められた。X線検査において、左側の大腿骨頸部骨折と診断し、大腿骨頭切除術を実施した。術後の経過は良好であったが、初診時から約2ヵ月後の約1歳齢時に反対側の右側後肢の跛行を主訴に再来院した。X線検査において右側大腿骨頸部の骨の萎縮ならびに融解が観察され、左側骨頸部と同様の大腿骨頸骨幹端部での骨折が認められた。

本例は約8ヵ月齢時という比較的早期の去勢手術が実施されていること、肥満傾向であったこと、また、骨頸部の融解および萎縮が観察され、両側性到大腿骨頸部の骨折を発現していることなどから、骨端軟骨の閉鎖遅延に起因する大腿骨頸骨幹端骨症が疑われ、大腿骨頭切除術を行った。同時に、摘出した大腿骨頭および骨頸部での病理組織学的検索を実施した。

組織学的に、大腿骨頭骨端軟骨の不整および壊死が認められ、軽度から中程度の慢性炎症と線維化を伴っていた。

以上のX線検査所見、臨床症状および経過、病理組織学的所見から、猫の非外傷性的大腿骨頸骨幹端骨症と確定判断された。

III. 考察

本疾患は、2歳未満の若い去勢済みの雄猫に主に両側性に発症するとされ、原因や詳細な発症機序は明らかではないものの、去勢による骨端軟骨の閉鎖の遅延、肥満による骨端軟骨への継続的な負荷、および骨端軟骨異形成などの関与が示唆されている。犬の *Legg-Calve-Perthes* 病との類似を指摘する報告もあるが、猫においては円靭帯からの血液供給が豊富であるため虚血性病変は発現しにくいと言われている。

組織学的には骨の壊死、出血、血管の鬱血、および反応性の線維化などが起こるとされており、本症においても同様の所見が観察された。

本疾患に関しては、骨幹端骨症、大腿骨頭骨端軟骨異形成、大腿骨頸骨幹端骨症、もしくは自然発生性大腿骨頭骨折などの様々な呼称が用いられてきたが、これらは本質的に同一の疾患であり、病期の進行状況に応じた病態の差異から複数の呼称が用いられてきたと考えられている。我々臨床医が比較的よく遭遇する猫の大腿骨頸部骨折の診断の際には、本症例のような非外傷性的大腿骨頸部骨折を鑑別診断の一つに含むことが強く推奨された。

残留抗菌性物質スクリーニング培地の比較と感度向上の検討

佐藤友美¹⁾ ○後藤慶子²⁾ 尾崎絃子²⁾ 杉山照美²⁾ 蔵淵洋一³⁾

1) 茨城県銚田保健所 2) 茨城県県北食肉衛検 3) 退職

I. はじめに

当所では、と畜検査で精密検査対象とした保留畜はすべて自主的な残留抗菌性物質のスクリーニング検査を実施しており、検査には厚生労働省の通知試験方法「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法」(簡易法)と併せてミニマムメディウム培地(MM培地)を採用している。今回、簡易法のBC(旧BM)、BS、KR(旧ML)培地およびMM培地における薬剤の検出感度を比較し、感度の向上のため試験法の改良を行ったので報告する。

II. 方法および成績

1. 簡易法とMM培地の検出感度の比較

当所のモニタリング対象である14薬剤と、モニタリング対象外だが簡易法で検出対象の2薬剤、計16薬剤を対象に各培地における検出感度を比較した。結果、MM培地1枚で簡易法の検出対象であるTC系、AGs系、PC系を検出し、さらに簡易法で検出できなかったサルファ剤と葉酸拮抗薬も検出したことから、MM培地に注目し検出感度向上の検討を行った。

2. MM培地の抗菌性物質添加による感度向上の検討

MM培地で検出できた14薬剤を対象に、対象薬剤とプラスの相互作用の見込める各種薬剤50 μ lをMM培地に塗布し、検出感度が向上するか検証した。結果、TC系、サルファ剤など7薬剤の検出限界を下げることができ、4薬剤で形成される阻止円の大きさが、薬剤を塗布しない場合に比べ大きくなった。

III. 考察

簡易法とMM培地を比較したところ、MM培地でより幅広く薬剤を検出することができた。また、MM培地に事前調整した薬剤を添加し薬剤の相互作用を利用することで、11薬剤の検出感度を向上させることができた。とくにTC系とサルファ剤は国内で畜産動物へ最も多く販売されている医薬品であり、これらの検出感度を改善させることができたことは、今後の残留抗菌性物質検査の一助となると思慮できる。MM培地は簡易法に比べ、調整に必要な試薬が多く煩雑ではあるがKR培地のように菌株の継代は必要なくすぐに作成でき、冷蔵庫で約3週間保存ができる。また、薬剤添加培地は培地使用直前に塗布だけで作成できるので、時間もとらず非常に簡単であり、かつ安価に作成することができる。薬剤添加のMM培地は、従来法より感度よく当所のモニタリング対象薬剤および簡易法での対象薬剤をほぼカバーできたことから、自主的な残留検査のスクリーニング検査には有用な方法であることが示唆された。

今後、様々な系統の薬剤を用いて検討を重ねるとともに、培地pHの変更や培養条件等も検討し現場における検査精度を改善させ、食肉の安全の向上に努めていきたい。

LC/MS/MSを用いたドキシサイクリン試験法の検討について

○會田雄治¹⁾ 角田久美¹⁾ 大高英康¹⁾ 真原 進²⁾ 神谷真澄¹⁾

1) 茨城県県西食肉衛検 2) 日立保健所

I. はじめに

ドキシサイクリン（以下、「DOXY」という）はテトラサイクリン系の薬剤である。広域な抗菌スペクトルを持つことから、豚や鶏を対象に肺炎予防薬として近年使用頻度が増加している。また、当所では保留畜の残留抗菌性物質迅速一斉スクリーニング検査を実施しており、昨年度はDOXYの検出事例を6件認めている。DOXYには厚生労働省通知の試験法が示されていないため、各検査機関が独自に評価する必要があると考えている。今回、DOXYについて通知試験法の「オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン（以下、「TC系3薬剤」という）試験法（畜水産物）」（以下、「TC系試験法」という）を用いて妥当性評価を実施したので報告する。

II. 材料及び方法

試料は、動物用医薬品の残留がないことを確認した豚肉と鶏肉を用いた。試薬はドキシサイクリンヒクラート標準品（関東化学社製）を清秤し、メタノールにて適宜希釈したものを使用した。

方法は、TC系試験法による抽出を行い、1日2併行で5日間の添加回収試験による妥当性評価を行った。なお、LC装置はWaters社製Alliance2695、カラムは化学物質評価研究機構製L-column2 ODS（2.1×100mm）、MS/MS装置はWaters社製Quattro Premier XEを使用した。

III. 結果及び考察

TC系3薬剤が溶出するに十分なメタノール濃度では、DOXYのクロマトグラムに大幅なリーディングが認められた。リーディングを抑えるため溶出力をあげる必要があり、移動層のメタノール濃度をあげることでピーク形状の改善が認められた。

添加回収試験の結果、回収率は豚肉で84.5%、鶏肉で69.0%であった。豚肉は妥当性評価の目標値を満たしたが、鶏肉については満たせなかった。また、併行精度、室内精度についても検討したところ、豚肉、鶏肉ともに妥当性評価の目標値を満たした。鶏肉の回収率低下の要因を検討するため、試料抽出液によるマトリックス効果の影響を調べたところ、回収率100%相当濃度の標準溶液と比較し、豚肉では5.3%、鶏肉では22.4%のイオン抑制が見られた。この結果から、試料抽出液による影響が、鶏肉の回収率低下の要因の1つと推察された。このことについては、最終溶出溶媒量を増加させることで改善が認められた。

今後は、DOXYの回収率向上と共に、TC系3薬剤との同時分析について検討する予定である。

台湾からのコンテナに迷入した猫対応事例について

○龍尾幸治¹⁾ 高藤義彦¹⁾ 川島邦子²⁾

1) 茨城県動物指導センター 2) 茨城県県北食肉衛検

I. はじめに

狂犬病は、世界中で年間5万5千人以上が死亡すると推計される注視すべき感染症である。我が国への侵入は確認されていないものの、国際的な物流等により侵入の機会は多々あり、現在では国による水際対策に頼るところが大きい。

しかしながら、今回当県において、台湾から輸入されたコンテナ内に迷入した猫（以下「猫」という。）による咬傷事故が発生し、狂犬病の侵入が懸念された事例に遭遇したため、その概要について報告する。

II. 対応経緯等

平成26年3月4日

○午後5時40分：A保健所より当センターに、咬傷事故発生連絡が入った。

○午後6時20分：被害者への聞き取り調査

① 咬傷事故発生場所：A市内B社の所有する倉庫（被害者はB社の倉庫管理を任されているC社従業員）。

② 事故発生の状況：被害者が台湾から輸入されたコンテナを開けたところ、当該猫を発見。被害者が当該猫の捕獲を試みたが、右手の親指を咬まれ、猫はコンテナ外へ逃走してしまった。

平成26年3月5日

○午前11時00分：C社事務所を訪問。猫は倉庫内へ逃走したとの情報を得たため、倉庫内へ捕獲箱を設置した。

平成26年3月6日

○午前8時30分：捕獲箱に猫が収容されたとの連絡あり。

○午後2時10分：当該猫を当センターへ収容。

○午後4時30分：当センターにおいて当該猫を動物検疫所職員へ引き渡した。

平成26年3月7日から3月18日

動物検疫所において2週間の当該猫の経過観察が実施された。3月19日に当該猫は安楽死処分となり、脳を材料とした狂犬病蛍光抗体法（FA）及びRT-PCRにより、狂犬病陰性が確認された。

III. 考察及びまとめ

本県は茨城空港をはじめ、鹿島港や常陸那珂港などの大規模な港湾施設を複数有していることに加え、徘徊犬も多い。先般、台湾で発生したように、仮に野生動物における発生が確認された場合には、比較的早く狂犬病の蔓延が起こればと考えられる。しかしながら現在のところ、動物検疫所が管轄する空港や港湾施設等から離れた場所においては、未検疫動物が逃走した場合等に対応するための専門の部署がなく、対応が遅れることが危惧される。

今回の対応を参考として、今後同様の問題が発生した場合に備え、予め各関係機関との連絡体制や対応のための枠組みを構築することが急務であると考えられる。